

山口県報

令和5年
5月26日
(金曜日)

目次

- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(二件) (環境政策課) 一
- 瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 四
- 生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課) 六
- 漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意(農林水産政策課) 六
- 公告
開発行為に関する工事の完了(建築指導課) 七
- 教委公告
契約の締結 七
- 選管告示
政治団体の名称等 八
- 政治団体の異動事項 八
- 解散等に係る政治団体の名称等 九
- 資金管理団体の名称等 九
- 政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等 九
- 雑報
県報の正誤 一〇

山口県告示第百七十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和五年五月二十六日から同年六月十六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和五年五月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 セントラル硝子株式会社

住 所 宇部市大字沖宇部五二五三番地

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 セントラル硝子株式会社宇部工場

所在地 宇部市大字沖宇部五二五三番地

三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造		使用の方法	
	能 力 (N ³ /日)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日
四六一二	二・八	令和五、 七、一	令和五、 七、二〇	令和五、 七、二一
備考 「四六一二」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する廢ガス洗淨施設をいう。				連 続 二四時間 使用時間 隔りの使用 間 一日当た りの使用 間 季節的変 動の概要 変動なし

に供する。

令和五年五月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 UBE株式会社
住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 UBE株式会社生産・技術本部宇部ケミカル工場西地区
所在地 宇部市大字小串一九七八番地の六
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造		使用の方法	
	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 一日当たりの使用時間 季節的変動の概要
三三ーリ	六、六〇〇 七、一	令和五、 八、一	令和五、 九、一	間 隔 連 続 二四時間 変動なし

備考 「三三ーリ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種類	汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量(m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
三三ーリ	七 六・五	二〇、〇〇〇 二〇、〇〇〇	四・五 四・五

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造	能 (t/時)力	処理の方式	使用時間 間隔	一日当たりの 使用時間	季節的変動の 概要	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日
焼却施設	耐火レンガ内張り	二・五	焼却	連続	二四時間	変動なし	(既)		

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

焼却施設	項目		汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	処理前	処理後	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
	七	七・五	六・五	三、九〇〇	一三
	七・五	七・五	四九五・二	七、三九〇	一三
			六七四・三	七、三九〇	一三
			検出せず	二五二・六九八	一三
			七、三九〇	七、三九〇	一三
			二五二・六九八	二五二・六九八	一三

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

排水口	排水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
No. 5 排水口	七・五	一一	九、九七五・八一〇、七七九・六
No. 3 排水口	七・六	一五・九	四〇、九七七・七四四、五五四・九
No. 1 排水口	七	二・五	一、三六九・二六、五六七・二

山口県告示第百七十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、令和五年五月二十六日から同年六月十六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和五年五月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 UBE株式会社

住所 宇部市大字小串一九七八番地の九六

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 UBE株式会社生産・技術本部宇部ケミカル工場西地区
所在地 宇部市大字小串一九七八番地の六

三 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する廃ガス洗浄施設及び同表第七十一号の四の産業廃棄物処理施設のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第一号、第三号から第六号まで、第八号又は第十一号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者が設置するもの

四 変更しようとする事項の内容

特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種類	項目		汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	変更後	変更前	通常	最大	
三三ーリ (二基)	変更後	変更前	〃	七	〃
	〃	〃	〃	〃	
三三ーリ	変更後	変更前	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	
〃	変更後	変更前	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	
七ーの四ーイ	変更後	変更前	〃	五	〃
	〃	〃	〃	〃	

備考 「三三ーリ」及び「七ーの四ーイ」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する廢ガス洗淨施設及び同表第七十一号の四の産業廢棄物処理施設のうち廢棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第一号、第三号から第六号まで、第八号又は第十一号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廢棄物処理業者が設置するものをいう。

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種類	項目		汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	変更後	変更前	通常	最大	
好気性排水処理施設	変更後	変更前	〃	七・五	三、〇九四
	〃	〃	〃	〃	
〃	変更後	変更前	〃	〃	三、〇九六
	〃	〃	〃	〃	
〃	変更後	変更前	〃	〃	三、〇九四
	〃	〃	〃	〃	
〃	変更後	変更前	〃	〃	三、四五〇
	〃	〃	〃	〃	

安下庄区域	区	域	区	分
主として船びき網を使用して営む漁業				



(二〇二) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和五年五月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
玖珂郡和木町大字関ヶ浜字目洗川
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
広島県大竹市木野一丁目五番六号
株式会社津元商店



公 告

契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和五年五月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
教育庁教育政策課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量
やまぐちGIGAスクール運営支援センター運営業務 一式

三 契約の相手方を決定した手続
随意契約

四 契約の相手方を決定した日
令和五年三月三十一日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
凸版印刷株式会社 東京都台東区台東一丁目五番一号

六 契約金額
三千五百八十三万九千円

七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号に該当するため

八 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地
教育庁教育政策課 山口市滝町一番一号

二 契約に係る特定役務の名称及び数量
山口県立学校ICT支援員派遣業務 一式

三 契約の相手方を決定した手続
随意契約

四 契約の相手方を決定した日
令和五年四月十九日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社エージェント 東京都渋谷区宇田川町三三番七号

六 契約金額
一億四十三万円

七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号に該当するため

八 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政



山口県選挙管理委員会告示第八十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和五年五月二十六日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

政治団体の名称	代表者		会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考 (届出日)
	氏名	公職の種類				
立憲民主党山口県第四選挙区支部	有田 芳生	衆議院議員	加藤 壽彦	下関市上田中町4丁目 / 番6号	政治資金規正法の第7号に採る関係団体	令和5、3、17

政治団体の名称	代表者の名		会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考 (届出日)
	氏名	公職の種類				
参政党山口第三支部	水津 真澄		稲葉 弓恵	萩市大字橋3/45の3	以上の市町村の区域等を単位として設けられた政党の支部	令和5、3、9
大井孝夫後援会	大井 孝夫		河村 篤志	山口市三和町17番42号		13
三分一淳後援会	三分一 淳		三分一 輝正	玖珂郡和木町和木2丁目 / 番7号		15
草もうの会	姫野 敦子		稲田由紀美	岩国市川西3丁目3番5/4号		22
中丸和則後援会	中丸 和則		中丸 和則	熊毛郡平生町大字佐賀26/5		4、5
平生町の今と未来を考える会	河藤 泰明		河藤裕見子	〃 〃 大字平生町 / 88の17		3、30
みよさん後援会	竹地 佳代		三好 史江	宇部市今村南2丁目2番7-3号		9

山口県選挙管理委員会告示第八十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和五年五月二十六日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

政治団体の名称	代表者の名	異動事項	異動内容		備考 (異動日)
			新	旧	
自由民主党山口県美容政治連盟支部	佐竹 章宏	事務所	山口市小郡長谷37号	山口市小郡下郷23/4の1	令和4、2、19
石飛孝道後援会	榎本 久繁	代表者	榎本 久繁	吉村 正義	1、15
伊藤和貴後援会	山本 伸雄	事務所	山口市糸米2丁目7番33号	山口市吉敷下東2丁目9番17号	1
入江さちえ後援会	中野 光昭	代表者 会計責任者	中野 光昭	栗屋 三郎	5、5
岩本ひろ子後援会	岩本 隆男	代表者	岩本 隆男	森 久子	令和5、3、1
幸福実現党防府後援会	中村 義則	会計責任者	桑原佐代子	石山 美紀	1、31
しのぎま圭二後援会	前田 勲	〃	篠崎 啓枝	田家 資敏	3、28
島津幸男後援会	島津 幸男	〃	清木 幸子	島津多恵子	17
松陰至誠塾	早田 清人	事務所	萩市大字東浜崎町1/48の2	萩市大字浜崎町1/48の3	令和4、1
杉山武志後援会	石田 宏	〃	美祿市秋芳町別府699の7	美祿市秋芳町秋吉5332の2	令和5、3、27
全国旅館政治連盟山口県支部	宮川 力	〃	山口市湯田温泉6丁目6番53号	山口市湯田温泉5丁目2番20号	令和4、1
高井ともこ後援会	石川 弘巳	会計責任者	高井 寿祐	高井 健次	令和5、3、21
滝口治昭後援会	大玉 功	〃	藤本 徳昭	山崎 光一	令和4、12、20

東城しのぶ後援会	東城しのぶ	事務所	下関市一の宮本町2丁目6番75号	下関市大字石原0147の8	令和5、2
防府の市政を考える会	打道 晋一	〃	防府市桑南1丁目17番4号	防府市松原町7番31号	令和5、21
みやもとてるみ後援会	打道 匠	会計責任者	桑原佐代子	石山 美紀	令和5、31
三好やすお後援会	三好 保雄	名称	三好やすお後援会	みやさん後援会	令和5、25
		代表者	三好 保雄	竹地 佳代	
山口県司法書士政治連盟	河村 誠一	事務所	山口市神田町5番11号	山口市駅通り2丁目9番5号	令和5、13
山口県社会福祉政治連盟	隅 喜彦	会計責任者	山本 敏和	岡村昌一郎	令和5、1
山口県私立中学高等学校振興連盟	古田 圭一	事務所	山口市榑木町2番22号	山口市吉敷中東2丁目3番20号	
		代表者	古田 圭一	牛見 正彦	令和5、18
山口県知的障害福祉政治連盟	平尾 要	会計責任者	益原 忠郁	岩崎 貞徳	令和5、24
山口県土地改良政治連盟	守田 宗治	〃	多田 宏之	山本 象昭	令和5、25
		事務所	山口市米2丁目3番35号	山口市大字後河原25	
山口県美容政治連盟	佐竹 幸宏	〃	山口市小郡長谷37号	山口市小郡下郷2314の1	令和5、19
吉富久悦後援会	吉富 久悦	会計責任者	吉富 久悦	濱村 義則	令和5、17
ワクワクする宇部市を実現する会	川元宏一郎	〃	徳崎 啓枝	田家 資敏	令和5、28

山口県選挙管理委員会告示第八十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和五年五月二十六日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
岸井静治後援会	皿田 修平	志田 武義	柳井市柳井36780の4	令和5、26
桜森じゅんいち後援会	桜森 順一	桜森 照美	山口市小郡光が丘5番12号	令和5、31
進藤金日子山口県後援会	吉本 知則	山本 象昭	山口市後河原25	令和5、31
関谷博後援会	矢野 郷士	高松 宏子	下関市小月茶屋1丁目7番23号	令和5、25
T区C安倍晋三政経研究会	高崎 満幸	高崎 満幸	下関市上田中町4丁目5番5号	令和5、31
西村のりはる後援会	西村 寿美	西村 寿美	光市光井8丁目8番18号	〃
西村芳和後援会	佐々木慶市	佐々木慶市	山口市阿東徳在中3691の1	令和5、30
松本久次後援会	松本 久次	福田 泰政	岩国市錦町広瀬080の10	令和5、25
ムササビ後援会	酒井 博英	酒井 博英	光市島田1丁目2番25号	令和5、2

山口県選挙管理委員会告示第八十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による届出があった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和五年五月二十六日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金名称	管理団体の主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備付年月日
大井 孝夫	山口県議会議員	大井孝夫後援会	山口市三和町17番42号	大井 孝夫	令和5、13

山口県選挙管理委員会告示第八十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出

があつた同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和五年五月二十六日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	備考 (資金管理団体でなくなった年月日)
桜森 順一	桜森じゆんいち後援会	令和4、/2、3/



正 誤

令和四年四月十二日山口県告示第百七号（放置違反金の収納の事務の委託）

ページ	段	行	誤	正
一	下	左から 一から	令和五年三月三十一日	令和七年三月三十一日

令和五年五月二十六日印刷
令和五年五月二十六日発行

発行人所

山口県知事